

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所鹿児島支所鹿児島空港出張所
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫、移動規制植物等の取締り及び広報活動

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	外部からの電話による問い合わせについては、親切・丁寧な対応を常に心掛けている。 国民一般に対して、輸入検疫では海外から日本へ持ち込めない禁止植物、国内検疫では奄美・沖縄の南西諸島から本土へ持ち込めない植物等のポスターを空港内に貼付し周知するとともに、リーフレット配布を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	－	上記について、国民各層に対するアンケート調査等を行っていないため、評価は不明である。
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民一般からの疑義情報について、ルール化されたため、今後はそれを活用していく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	新たな業務内容の説明会においても、関係者から理解を得ており、その目的は十分に達成していると考ええる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	新たな業務内容の説明会においても、関係者から理解を得ており、その目的は十分に達成していると考ええる。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振 興と消 費者の 利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	新たな業務内容の説明会においても、関係者から理解を得ており、その目的は十分に達成していると考ええる。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫の目的である「病害虫の侵入・まん延防止」の観点から我が国の農業生産を振興しているが、植物類の輸入を法令で一部規制していることは消費者の利益と一致しない面があると思う。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	病害虫の侵入、まん延により被害を受ける農業生産者と自由に植物類を輸入したい消費者との利害は一致しないものと考ええる。

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	「食の安全」に関することは、植物検疫業務の中では流通段階であり、国民一般から直接対応を迫られることはないが間接的にかかわっていると考える。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	－	当所で指定しているくん蒸施設がないため、該当する項目はないと考える。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	－	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	－	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	－	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	－	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	－	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	－	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	輸入植物検疫において、病害虫の侵入・蔓延を防止するため農薬による消毒（くん蒸）を行っているが、その使用基準を厳守し、適切に実施しているため食の安全は確保されているものと考える。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(植物防疫所に対する意見は寄せられていない。)		